

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様

兵庫県福祉部障害福祉課長

【重要】兵庫県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の実績報告について

貴職から申請のあった標記の交付金について、実績報告の手続を下記のとおりご案内しますので、対応に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

<提出期日> 令和5年1月31日(火)

申請ごとに実績報告が必要となります。期限までに実績報告書の提出がない場合は、支払い済み交付金の全額返還を求めます。

なお、12月に行った2～9月のサービス提供分の過誤調整により算定される交付金(第8回(2月支払))の支払い等が発生する法人の締切りは別途お知らせします。

実績報告書の提出に際し、補助要件を満たさない場合(賃金改善所要額が交付金の額に満たない場合、ベースアップ等による賃金改善が賃金改善総額の3分の2の額に満たない場合等)は、県に所定の金額を返還していただく必要があります。

過誤調整がある場合、当該月中に相殺可能な支払額があれば、マイナスとなる過誤調整額は相殺されますが、相殺可能なプラスの支払い額がない場合等は返還となります。返還については、実績報告確認後に手続きをご案内します。

実績報告書の提出方法等

- 実績報告には、「申請管理番号」が必要です。
- 報告様式、報告手続等について、詳しくは、以下の県ホームページをご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/h24syoguukaizennkasann.html>

(お問い合わせ)

1月4日(水)から事務局(コールセンター)を設置します。
恐れ入りますが、開始までの県庁へのお問合せはお控えください。

兵庫県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付事業事務局
電話：078-351-1715(平日午前9時～午後5時)

詳しくは、県ホームページをご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/h24syoguukaizennkasann.html>